

東京都交通局関連事業推進会議設置要綱

制 定	平成14年2月1日13交総第1747号
一部改正	平成16年3月31日15交総第2176号
一部改正	平成17年7月13日17交資第637号
一部改正	平成23年5月30日23交資第500号
一部改正	平成24年5月14日24交資第405号
一部改正	平成29年11月9日29交資第1425号

(設置)

第1条 東京都交通局における関連事業推進の方向性を策定・共有し、関連事業収入の拡大等に向けた取組を局を挙げて推進していくことを目指すため、東京都交通局関連事業推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる具体的な事項を検討する。

- (1) 関連事業に関する重要案件の決定に関すること。
- (2) 関連事業の推進に係る方針の策定に関すること。
- (3) 関連事業に係る計画の実施に関すること。
- (4) 前号に定めるもののほか、関連事業の推進に関すること。

(構成)

第3条 推進会議は、座長及び委員をもって構成する。

- 2 座長は、次長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 座長が事故その他の事由により不在となったときは、資産運用部長の職にある者が、その職務を代理する。

(運営等)

第4条 座長は、推進会議を招集し、会議を主宰する。

- 2 座長は、推進会議の検討結果を、随時、局長に報告する。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、検討事項に関係のある職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 局内横断的な執行体制を整備するため、推進会議に、必要に応じて幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、幹事長及び委員をもって構成する。
- 3 幹事長は、資産活用課長の職にある者をもって充てる。

4 委員は、座長が検討事項に関係のある職員の中から指名する。

5 幹事長が事故その他の事由により不在となったときは、座長が、その職務を代理する者を指名する。

(作業部会)

第6条 幹事会に、必要に応じて作業部会を置くことができる。

2 作業部会の構成及び業務は、座長が決める。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、資産運用部資産活用課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、座長が定める。

附 則 (13交総第1747号)

1 この要綱は、平成14年2月1日から施行する。

2 東京都交通局関連事業推進委員会設置要綱(平成10年8月19日10交経企第209号)は、廃止する。

附 則 (15交総第2176号)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (17交資第637号)

この要綱は、平成17年7月16日から施行する。

附 則 (23交資第500号)

この要綱は、平成23年5月30日から施行する。

附 則 (24交資第405号)

この要綱は、平成24年5月14日から施行する。

附 則 (29交資第1425号)

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

別 表 (第3条関係)

(平成24年5月14日24交資第405号一部改正)

委員

総務部長、企画担当部長、職員部長、資産運用部長、電車部長、自動車部長、
車両電気部長、建設工務部長